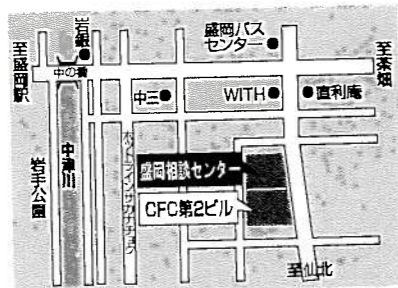


相談からはじまる、
最初の一歩。

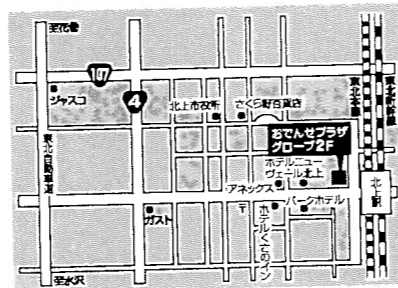
信用生協盛岡相談センター

〒020-0874 盛岡市南大通1丁目 8-7
TEL 019-653-0001
FAX 019-653-6699
 日・祝日を除く毎日受付 (9:00~17:00)
 ※盛岡バスセンターから南大通方面へ徒歩2分



信用生協北上相談センター

〒024-0061 北上市大通り1丁目 3-1
TEL 0197-61-0133
FAX 0197-61-0134
 日・祝日を除く毎日受付 (9:00~17:00)
 ※JR 北上駅から徒歩1分



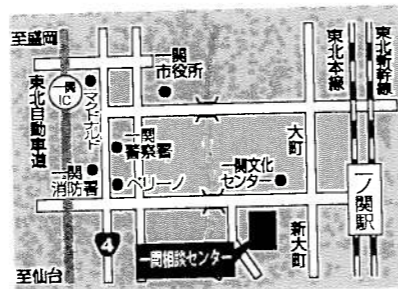
信用生協釜石相談センター

〒026-0013 釜石市浜町 1-1-1 市営釜石ビル 2階
TEL 0193-31-2070
FAX 0193-31-2071
 第1第3土・日・祝日を除く毎日受付 (9:00~17:00)
 ※釜石駅から車で5分



信用生協一関相談センター

〒021-0877 一関市城内 1-53
TEL 0191-26-6031
FAX 0191-26-6032
 土・日・祝日を除く毎日受付 (9:00~17:00)
 ※JR 一関駅から徒歩10分



岩手県消費者信用生活協同組合

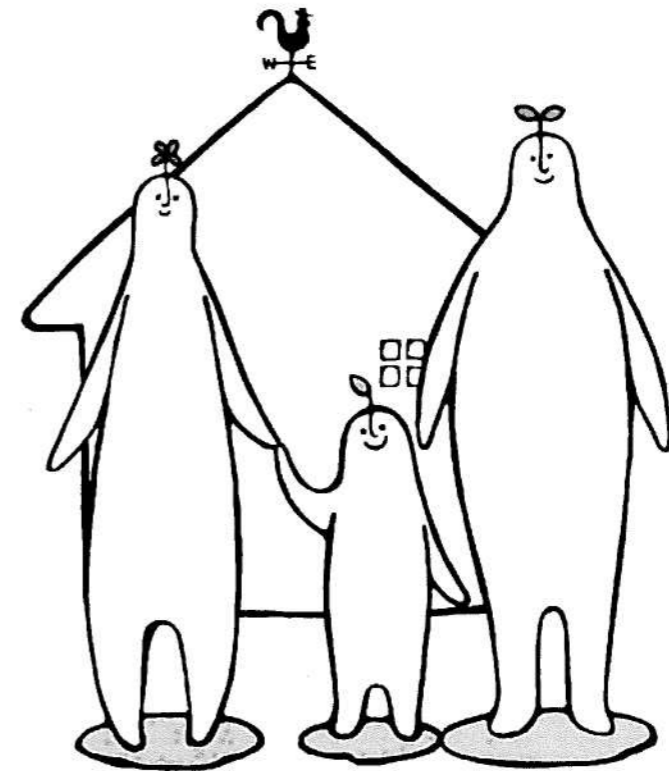
加盟団体

●日本生協連 ●岩手県生協連 ●岩手県労働福祉協議会 ●岩手県消費者団体連絡協議会

ホームページ <http://www.iwate-cfc.or.jp>

～消費者救済資金貸付制度20周年記念～

記念のつどい



CFC
 CONSUMERS' FINANCIAL CO-OP
信用生協

とき 平成20年11月21日(金)
 午後2時開会

ところ 盛岡グランドホテル

消費者救済資金貸付制度 20 周年記念のつどい

【プログラム】

午後 2 時開会

1. 開 会
2. 主催者挨拶
3. 来賓ご挨拶
4. スライド上映 「消費者救済資金貸付制度 20 年のあゆみ」
5. 記念講演
「貸金業法の改正と多重債務問題の解決に向けて」
金融庁総務企画局企画課長 大森 泰人 氏
6. シンポジウム
「多重債務相談の現状と今後のセーフティネット貸付について」
司 会 ○岩手弁護士会消費者問題対策委員会委員長 弁護士 石橋 乙秀 氏
報告者 ○盛岡市消費生活センター 所 長 吉田 健司 氏
○岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画課 和山 亨 氏
○グリーンコープ生協ふくおか生活再生相談室 北島 千恵 氏
○岩手県消費者信用生活協同組合盛岡相談センター長 藤川 晋吾 氏
7. 閉 会

消費者救済資金貸付制度創設20周年にあたって

岩手県消費者信用生活協同組合
理事長 矢神 章男



この度、消費者救済資金貸付制度が創設され20年を迎えるにあたり、自治体、岩手弁護士会消費者問題対策委員会、提携金融機関の皆様、そして組合員、役職員の皆様、その他制度の運用に携わった多くの皆様に深く感謝申し上げる次第です。

この制度は、借金問題を自己責任の問題として放置するのではなく、住民のくらしの再建と向上を願い、問題を解決するための相談とアドバイスを行い、必要な場合は債務整理資金を貸付し法律専門家につなぐという、地域の関係機関・団体の連携によって成り立った制度でございます。20年間でのべ相談者数は約5万人、貸付を利用した相談者は1万2500人、貸付金額は234億円に上っております。また、相談の結果、貸付以外の方法で債務整理を行なった相談者は3万2000人を越えております。

今日、消費者救済資金貸付制度の提携自治体は県内すべての市町村にのぼり、自治体の預託額は、11億4200万円、貸付枠は45億6800万円でもって相談と貸付事業が行なわれるに至りました。すでにご存知の通り、多重債務者を生み出さない社会をめざすために国をあげて解決に取り組むこととなり、貸金業法の改正と多重債務問題改善プログラムが策定されました。相談も全国の自治体で行なわれるようになってきました。このような環境変化の中で、信用生協や消費者救済資金貸付制度の果す役割も変化することが求められてきております。すなわち、改正貸金業法による貸金業者の淘汰と多重債務者の減少の反面、銀行等やサラ金からも「借りられなくなった人々」への生活資金の貸付と生活支援をどのようにしていくのかという課題です。政府の多重債務問題改善プログラムでは、「顔の見えるセーフティネット貸付」として消費者救済資金貸付制度を「岩手モデル」として取り上げ、社会福祉協議会の貸付制度と並んで、セーフティネット貸付の役割を担うことが期待されており、貸付後の生活支援の強化も求められています。

信用生協は来年創立40周年を迎えます。「未組織労働者や中小自営業者の金融機関から借入れできない社会的弱者の相互扶助組織としての生協」(S44年設立趣意書から)の使命は、今日でもその普遍性をもっており、その使命を引継ぎつつも環境変化に合わせたくらしの相談と生活支援の取り組みを地域の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。くらしの困難の解決と地域の安全・安心は信用生協だけでつくりあげることではできません。引き続き関係機関・団体の皆様のご指導・ご支援とより一層の連携の強化をお願いし、1万7千人組合員を代表しての挨拶とさせていただきます。

「消費者救済資金貸付制度 創設 20 周年記念のつどいに寄せて」



岩手県知事
達 増 拓 也

このたび、消費者救済資金貸付制度が創設 20 周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

同貸付制度は、平成元年に盛岡市と岩手県消費者信用生活協同組合が提携してスタートしたものであり、現在、県内 35 全市町村が金融機関への預託に参加し、その貸付枠は 45 億円を超えるに至っております。

この間、多重債務に苦しむ数多くの県民が同貸付制度により救われてきました。

また、現在、多重債務問題は、国政においても重要課題の一つに位置付けられておりますが、同貸付制度は、平成 19 年に内閣府多重債務者対策本部が決定した「多重債務問題改善プログラム」において有効な取組事例の一つとして取り上げられる等、その先進性により全国的にも注目を集めております。

これもひとえに、貴組合役職員並びに県内市町村関係者の皆様のたゆまぬ御努力と熱意のたまものであり、深く敬意を表するものであります。

先般、貸金業法が改正され、いわゆる「グレーゾーン金利」が廃止される等の措置が取られることとなりました。これによって多重債務問題は、ここ数年で大きな転換点を迎えるものと思われませんが、このような中であって貴組合の果たす役割は、ますます重要性を増しております。

県では、貸金業法の改正を踏まえ、今年度から「多重債務問題解決支援事業」を開始し、岩手弁護士会との提携の下、県内 12 会場で弁護士による多重債務に関する無料相談会を年間 360 回実施しております。

今後とも、同事業の展開等により引き続き多重債務問題に取り組んで参りますので、貴組合及び各市町村におかれましても、消費者救済資金貸付制度の維持・発展や多重債務者の相談窓口の充実を図り、県民生活の安定と向上にお一層寄与されますことを御期待申し上げます。

終わりに、貴組合が更なる飛躍を遂げられますとともに、役職員、組合員並びに関係者各位の一層の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、メッセージといたします。

記念講演レジュメ

金融庁総務企画局
企画課長 大森 泰人

2008.11.21

20 周年に寄せて

1. 20 年前とは・・・

- バブルの真っ盛り・・・地価、株価の高騰、好況感と過剰消費
- ジャパン・アズ・ナンバーワン、世界の銀行ベストテンを日本勢が独占
- 繁栄の陰での格差、貧困層拡大の兆し・・・消費者救済資金貸付制度の先見性

2. 日本の金融の歩み

○戦後～

- ・経済全体として資金不足・・・国民から低利に規制された預金を集め、「規格大量生産」による先進国へのキャッチアップ
- ・銀行と貸付先企業との密接な関係（家計はあくまで資金供給者）

○80年代～

- ・実体経済が世界のフロントランナーに到達：銀行より、市場調達が発展的時期・・・現実的に市場調達するのは大企業のみ
- ・家計の余剰資金は銀行に集まり続ける→金利自由化で調達コストは高まる→相対的に優良な貸付先（大企業）は市場調達に移行→不動産担保貸付への一層の注力

○90年代～：失われた15年

- ・バブル崩壊：不良債権化→自己資本の毀損のために健全な借り手への貸付も困難化
- ・大蔵省による金融行政（護送船団方式）の失敗→金融行政の分離

3. 貸金業（消費者金融）をめぐる制度的な節目

○1954年

- ・出資法（上限 109%）、利息制限法（上限 15～20%）の制定
- ・利息制限法を超える金利を無効としつつ、借り手が「任意」に返済すれば有効

○1964年、68年

- ・超過利息を残存元本充当、さらに過払い請求を認める最高裁判決

○1983年

- ・貸金業規制法：書面要件を加え「任意」返済の有効性を保証
- ・出資法上限金利の段階的引下げ（109%→40%）

○2000年

- ・商工ローン問題を機に出資法上限金利を 29.2%まで引下げ、行為規制の強化

記念講演レジュメ

4. アメリカの金融の歩み

○大恐慌（1929年～）

- ・ 経済実体から乖離した株価の暴騰と崩壊
- ・ 経営者に媚びる会社法（州法）→連邦による証券取引規制、連邦機関（SEC）による監視
- ・ 預金者、投資家をともに守るため、銀行と証券を峻別、庶民金融機関としてのS&L

○戦後

- ・ 実体経済の国際競争力の低下
- ・ 不況とインフレ

○80年代～

- ・ 市場を中心とする金融システムを活用、金融立国
- ・ 貿易赤字、財政赤字、家計赤字→世界中からファイナンス
- ・ 個人消費を支えた住宅価格の上昇
- ・ サブプライムローンの増殖（自作自演型バブル）、証券化によるリスク拡散

5. 今回の貸金業制度改革の経緯

○貸金業制度に関する懇談会（2005年～）

- ・ 借り手の実態調査・・・下流喰い（須田慎一郎氏）
- ・ 貸し手のビジネスモデルの検証

○最高裁判決（2006年1月）

- ・ 期限の利益喪失条項による「任意性」の否認

○自民党貸金業制度小委員会

- ・ 上限金利引下げ→貸し手のリスク許容度の低下→ヤミ金の跋扈
- ・ 誰がヤミ金の犠牲になるのか
- ・ 多重債務者のメンタリティ→上限金利を引き下げると量的規制は不可避

6. 多重債務対策の始動（2006年末～）

○カウンセリング体制の強化

- ・ 自治体の取組み強化

○セーフティネットの強化

- ・ 岩手信用生協の取組みの応用

○消費者教育&ヤミ金撲滅

記念講演レジュメ

7. 金融危機と今後の展望

○市場メカニズムの前提

- ・ 貸し手・・・借り手が収入の範囲内で返せるように貸す節度
- ・ 借り手・・・この額をこの金利で借りたら、生活をどう変えて返済するかというリテラシー

○直接金融と間接金融

- ・ 直接金融の間接性・・・証券化してしまえば知ったことではない、短期利益追求至上主義
- ・ 間接金融の直接性・・・借り手に直接働きかけて信用リスクを軽減
- ・ グラミン銀行モデル
- ・ メガバンクのスコアリングモデル
- ・ 社会実験としての新銀行東京

○グローバル化と国民の豊かさ・・・一握りの輸出型企業による成長

○アメリカ帝国（世界中からお金を集めて実力以上の生活）の終焉と、呼応する日本の変革の必要性

○円高・・・人口減少下で内需拡大を目指すための開国

○マクロの貯蓄率低下・・・ライフスタイルのどこかで借入の必要

○結局のところは、「信頼感」

以上

盛岡市の取り組み ～ 「多重債務問題に強いまち」を目指して ～

盛岡市 多重債務者包括的支援プログラム

このプログラムは、庁内関係部署と連携しながら、多重債務問題を抱える市民を把握し、消費生活センターが債務整理を支援することにより多重債務状態を解消し、生活再建を進め、市民生活の安心を確保することを目的に実施するものである。

1 盛岡市内の多重債務者の状況と対策の現状

(1) 盛岡市の現状

- 平成19年度における盛岡市消費生活センターへの借金に関する相談は、約2,000件（全体の相談件数の5割）も寄せられており、前年度の約2倍と急増している。
- 相談者からは、貸金業者の取り立てが厳しいため、貸金業者への返済を優先していると聞いており、本来、個人消費されるべき資金が高利の貸金業者に優先的に流れている。

(2) 盛岡市の取り組み状況

- 市では20年以上前から多重債務の相談を受け、消費生活センターを設置して多重債務者の生活再建の支援を行ってきた。
- 相談者に対しては「借金問題は必ず解決する！」というように意思をしっかりとってもらい、励ましながら相談を進めている。また、借金問題の背景には様々な問題、例えば家庭内暴力だとか、その方の精神上的の問題だとか、低所得による生活困難だとかの問題が隠れていることもあり、その辺の事情もよく聴いて、借金の問題を解決しつつ、その方をトータルサポートするために、必要に応じて庁内の担当などへ橋渡しをしている。

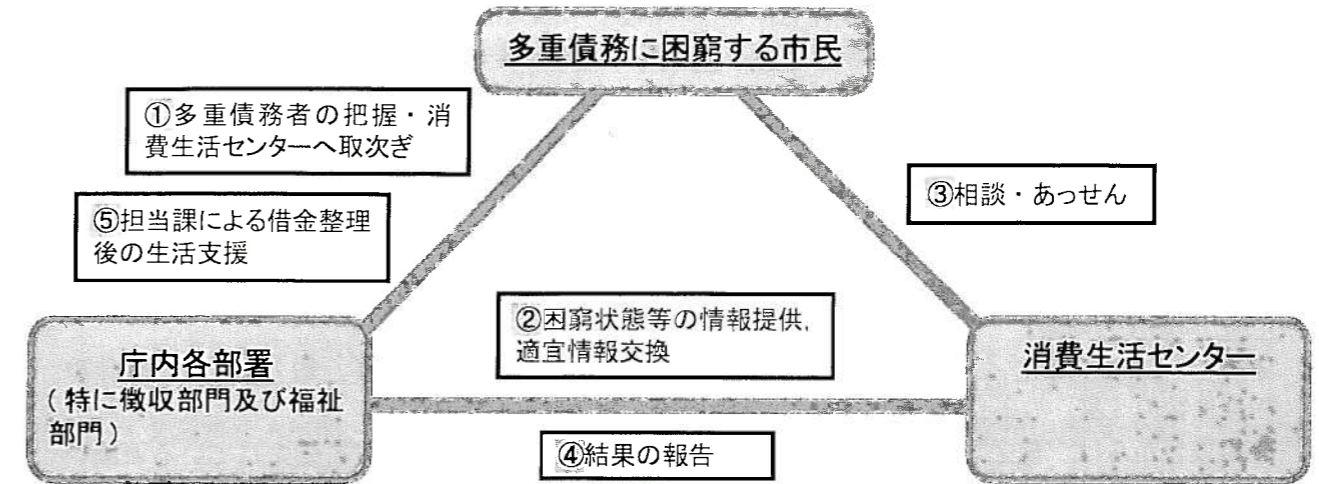
2 プログラムの概要

- ①庁内各部署は、相談業務などで市民と接する際、積極的に多重債務者の把握に努め、多重債務者を把握した場合は本人に消費生活センターへ相談することを促す。
- ②消費生活センターは多重債務者に連絡をとって相談に来ることを促し、多重債務の状況を聴取し、弁護士会などと連携しながら、多重債務を解消するための手立てをとる。
- ④消費生活センターは多重債務解消結果を担当部署へ連絡するとともに、多重債務問題以外の問題を抱えていたり、多重債務整理後の生活再建に心配のあるケースは、福祉担当課などへフィードバックするなど、包括的支援を行うように努める。
- ⑤庁内各部署は、債務整理後の生活再建をすすめるために必要な措置をとる。

3 期待される効果

- 市民の多重債務状態が解消され、経済的生活再建が進み、市民生活の安心が確保される。
- 個人消費されるべき資金が戻ることにより、市内の流通・経済に好影響をもたらすなど、地域の窮乏化防止に役立つ。
- 市内の多重債務者が減少することにより、多重債務状態に起因する自殺等が減少し、安定した市民生活が守られる。

●概念図



●当該プログラムの推進に特に関係する課等

- 徴収担当課等
納税課、国保年金課、児童福祉課、介護高齢福祉課、市立病院医事課、建築住宅課、下水道部業務課水道部営業課、学務教職員課、各幼稚園、高等学校
- 福祉担当課等
広聴広報課、消費生活センター、男女参画国際課（女性センター）、地域福祉課、障害福祉課、児童福祉課、介護高齢福祉課、生活福祉課、保健所保健予防課、玉山総合事務所健康福祉課

●平成19年度における多重債務相談状況●

1 多重債務相談件数（借金・保証人・ヤミ金融に関する相談を含む）

四半期別	相談件数	前年同期件数	増減 (%)	消費生活相談 全体の件数	多重債務相談 の割合 (%)	備考
4～6月	457	251	182.0	952	48.0	
7～9月	467	227	205.7	979	47.7	
10～12月	628	255	246.3	1,094	57.4	
1～3月	445	239	186.2	898	49.6	
合計	1,997	972	205.5	3,923	50.9	

2 消費者救済資金貸付状況（H15～19）

内訳	年度中貸付状況		年度末貸付状況		
	貸付件数	貸付額 (千円)	貸付累計件数	貸付残高 (千円)	
年度	15	207	533,396	694	1,230,068
	16	177	441,560	728	1,255,098
	17	137	358,590	738	1,238,446
	18	131	321,900	720	1,141,013
	19	120	252,210	668	997,499

平成20年11月21日
 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
 地域福祉企画課 和山 亨

1 生活福祉資金の概要

- (1) 社会福祉法「第一種社会福祉事業」として「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」として位置づけ
- (2) 民生委員による世帯更生運動を端とし昭和30年度に制度化される
- (3) 貸付対象は、「低所得者世帯」「障害者世帯」「高齢者世帯」の3区分
- (4) 資金種は、・更生資金（生業費、技能習得費）、・福祉資金、・修学資金、・療養介護等資金・緊急小口資金・災害援護資金・離職者支援資金・長期生活支援資金・要保護世帯向け長期生活支援資金の9種類
- (5) 貸付利子は年3%（修学資金、療養介護等資金については無利子）
- (6) 連帯保証人は原則1名（緊急小口資金は不要）
- (7) 民生委員、市町村社会福祉協議会が窓口となり実施
- (8) 在宅福祉・地域福祉の推進の延長線上にある制度である。

2 貸付の現状

(1) 19年度末時点で2,835件、貸付中総額1,646,904千円となっている。

(2) 貸付決定の推移 (単位：千円)

項目 資金	17年度		18年度		19年度	
	件数	決定額	件数	決定額	件数	決定額
更生資金	4	4,478	6	8,941	8	8,640
福祉資金	13	18,529	8	2,980	19	18,838
修学資金	135	165,444	166	199,596	250	284,490
療養介護等資金	5	2,387	4	1,744	12	8,932
災害援護資金	0	0	0	0	0	0
緊急小口資金	25	1,130	24	1,106	43	3,530
離職者支援資金	5	5,600	5	5,600	0	0
計	187	197,568	213	219,967	332	324,430

※長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金については省略

- (3) 近年の貸付相談の傾向を見ると、母子家庭が1割、クレジット、車のローン、税金滞納等の何らかの負債を抱えている世帯が5割弱となっており、そのうち2割は3件以上の負債を抱えているようである。(⇒いずれも、自己申告による確認)
- (4) 貸付状況の特徴として18年度と比較し19年度の件数が120件程増加しているが、PRパンフレットを作成し、関係者、機関、団体（中・高・大・専門学校等教育機関には直接送付）した効果であると思われる。特に緊急小口資金の貸付が2倍程度増となっており、パンフレットの配布によるPRと併せて平成19年度に連帯保証人不要の緊急小口資金の要件が拡大したこと、貸付限度額が50,000円から100,000円に増額となったことが主要因として考えられる。相談内容としては、会社からの解雇や休業等による収入の減、雇用保険の求職者給付支給までの生活費等、リストラ、倒産などの雇用に関する相談が増えている。

3 申込者世帯の状況と資金ニーズ

本資金の借入相談に来る方々の状況は、「恒常的な生活困窮」「一時的な収入減」「家族機能の低下」等を中心に多種多様な課題を抱える世帯が多い。

○恒常的な生活困窮

- ・長年勤めた会社を解雇され、数年仕事が決まらない。
- ・日雇い労働のため、雨季、冬季には仕事が激減し生活がままならない。
- ・収入が年金のみで、突発的な支出（冠婚葬祭費用、病気等々）に対応できない。
- ・土地や建物など財産は持っているが、現金収入がなく、困窮している。
- ・治療費がかかるため、我慢していたが結果的に重病になり治療費が膨大にかかっている。
- ・多重債務で一度自己破産をしているため、他の金融機関から借入ができない。
- ・社会保険料、住民税を滞納している。

○一時的な収入減

- ・仕事を解雇され、再就職はしたが、給料が入るまでの生活費が不足している。
- ・突然の怪我や病気を患い、医療費の出費がかさんでしまった。
- ・相手からの事故に遭い、車両修理や通院のため支出が増えてしまった。

○家族機能の低下

- ・父親が行方不明、母親、妹、祖母が重度の精神障害を抱え就労不能な状態で、姉一人で家族の面倒を見ており、職場も辞めざるを得ない状況となっている。
- ・刑期満了により出所したが、家族の支援が全く受けられない。

4 課題

- (1) 日常的な償還支援は担当民生委員、市町村社会福祉協議会に依頼している状況にあるが、市町村社会福祉協議会の担当者の7割は1人で貸付相談から償還支援を担当しているうえに、他の業務と兼務の状況にあり、貸付専任ではない。
- (2) また、各市町村で平均およそ80件のケースを受け持っている状況にあり貸付件数が特に多い、市部で見ると、平均でおよそ140件となっている。
- (3) 生活資金の借入相談が多くなっているが、現在の生活福祉資金の制度では資金種類ごとに資金使途が細分化されているため、生活費の借入相談への対応が困難となっている。
- (4) 負債などについては自己申告による確認のみとなっており、貸付金が借入に回さる等、本来の目的外の資金使途に使われているケースも多くある。⇒資金使途を確認することが必要⇒多様な書類を求めることが自然な流れとなっている。
- (5) 離職者支援資金については、雇用保険の求職者給付受給終了後であることや、離職後2年以内の申請でなければ要件に合致せず、自己都合退職によると、給付まで3ヶ月程度かかるといわれるが、その間の貸付に離職者支援資金では対応できない。
- (6) 債権回収のノウハウが乏しい⇒貸付の対象が、生活基盤に課題を抱えている世帯が中心となっているため、滞納が恒常的になっていても、法的な手続き等を行いにくい状況が続いていた。⇒しかし、近年では借入直後の自己破産や貸付金送金後に無断転居する等悪質な借受者も増えており法的な手続きも含めたノウハウの構築が課題となっている。

5 今後の展望

- (1) 生活福祉資金貸付制度は、その時代の多様な問題に対応し改善されてきた経緯もあり、近年では多重債務者改善プログラムでも示されているとおり、多重債務に陥る前の予防的貸付制度の役割をも担う制度になってきている。
- (2) 県民に対する周知方法について、独自のパンフレットを作成し周知活動を行った結果、貸付件数が増えるなど、一定の効果を得ており、さらに効果的な周知方法を検討していく。
- (3) 既に多重債務を抱え、相談にくる方が増えており、そういった方々をたらい回しにすることなく、的確に専門機関に結びつける役割を担うことができるよう専門機関とのネットワークを強化することが必要。
- (4) 制度運用上の課題を整理し、早急な取り組みとして現在ある制度の中で、より柔軟な対応で貸付に結びつけることができる仕組みづくりを考えていく。

グリーンコープ生活協同組合ふくおか (2008年3月20日現在)

- 組合員数 163,000人 ◆ 出資金 68億円 ◆ 年間総事業高 280億円 ◆ 本部 1
 ◆ 共同購入事業所 18 ◆ 食品店舗 22 ◆ デイサービスセンター 11 ◆ グループホーム 1
 ◆ 有料老人ホーム 1 ◆ ふくし情報電話 4 ◆ 福祉用品レンタル 2 ◆ ケアプランセンター 6
 ◆ 社会福祉法人グリーンコープの訪問介護サービス 21 ◆ 生活再生相談室 1

一、生活再生相談室の全体概況 (2006年8月~2008年10月) 約2年2ヶ月

①相談室の開設

- 開業2006年8月21日福岡相談室 (福岡市博多区博多ビル10F)
 2008年4月21日福岡県との協働事業開始
 2008年5月12日北九州相談室 (北九州市小倉北区AIMビル7F)
 2008年5月16日直方相談室 (直方市古町商店街傍)
 2008年5月20日久留米相談室 (久留米市西鉄久留米駅徒歩3分)

②2006年8月~2008年10月20日現在の実績 (別紙)

- 1) 電話件数 4290件
 2) 面談件数 2091件
 3) 面談者の女性比率 07年度65% 08年度49%
 4) 面談者の組合員比率 07年度51% 08年度10%
 5) 家族に連鎖した面談件数合計 2308件
 6) 面談結果: 解決方向合計と割合 1958件 (85%)
 7) 貸付の希望件数 716件 (07年度+08年度)
 8) 貸付の実行実績 182件 (1億6515万円)

二、福岡県との協働事業以降の特徴: ①~⑥は4月~10月の2007年と2008年比較

- ①面談件数 (家族含む) は約3倍 405件⇒1160件 (286%)
 ②組合員比率の大幅減少 51%⇒10%
 ③弁護士司法書士同行の若干減少 237件 (58.5%) ⇒565件 (48.7%)
 ④解決の方向合計 (連絡待含む) の減少 383件 (94.6%) ⇒943件 (81.3%)
 ⑤貸付希望件数の割合大幅増加 122件 (33.2%) ⇒716件 (67%)
 ⑥貸付の実績 (貸付額減少) 42件 (4138万円) ⇒63件 (4890万円)
 ⑦過去の債務整理 (H19年度⇒H20年4~9月) 16%⇒37%
 ⑧債務整理後の家計が成り立つ (H19年度⇒H20年4~6月) 75%⇒47%
 ・ 県との協働事業により相談件数は3倍に増加し繁忙を極める。貸付希望の増加に比べ、貸付実行件数は低下。貸付金額の減少により、事業的には大変。
 ・ 過去に債務整理した人の相談が増加している。生活再生のためのサポート不足が原因と思われる。
 ・ また、債務整理しても家計が成り立たない人たちの相談が増加し、社会保障の保管システムと見まがうばかりの状況がある。社会保障制度の活用が課題。

三、生活再生相談室の地域的な特徴と課題

2008年6月~9月 (5月21日~9月20日) 4ヶ月間の相談室別データ比較

件数 構成比	2008年6月~9月				2008年5月21日~9月20日				平均
	久留米	福岡	北九州	直方	久留米	福岡	北九州	直方	
面談だけで解決	0	11	5	2	0	3%	2%	3%	2%
法律家に相談	39	210	91	24	44%	51%	46%	35%	47%
他団体紹介	2	4	2	0	2%	1%	1%	0	1%
家族と話し合い継続中	33	111	51	24	38%	27%	26%	35%	31%
未解決で終了	14	79	51	19	16%	19%	26%	28%	20%
面談内訳合計	88	415	200	69	100%	100%	100%	100%	100%
貸付希望件数	53	278	130	42	68%	73%	69%	66%	71%
貸付実現件数	1	23	3	2	2%	8%	2%	5%	6%

- ①6月~9月は合計で772件。新規開設した3つの相談室でほぼ半分の357件を占めます。全体は4倍で、福岡相談室も2倍以上の相談実績となりました。
 ②久留米は福岡県南部の農村地域が多くエリアです。他と比べ家族ぐるみの債務が多い印象です。家族での話し合い継続中の割合が高く、相談に時間がかかる傾向で、未解決で終了する比率は他と比べ低いです。福祉関係などの行政窓口との相互の相談者紹介等緊密な関係が形成されつつあります。
 ③福岡は都市部中心のエリアです。法律家との関係蓄積もあって、法律家に相談の割合が一番多く、前年よりは低下しましたが、51%となっています。他の相談室に比べると、相談内容は幅広く比較的穏やかな内容であること、債務整理が済んだ相談者からの貸付に関する再相談が多く、6~9月4ヶ月間の貸付件数は23件で、全体(29件)の79%を占めています。
 ④北九州は、直方とともに衰退著しい工業地帯・旧産炭地地域です。未解決で終了の割合が26~28%と高く、開設当初はヤミ金割合が30%近く、福岡の3~4倍でした。債務整理をしない借換え貸付の希望が多い特徴もあります。スタート時から相談件数・内容ともにハードですが、北九州市の行政による相談体制が手厚いこともあり、消費生活センターとの連携した解決を目指しています。

四、生活再生貸付の実績

①貸付希望率・実行率・金額の推移

	H18年度	H19年度	H20年	
			4月~10月	累計 2年2ヶ月
電話件数	587件	1,323件	2,380件	4,290件
面談件数	335件	688件	1,068件	2,091件
家族に拡大	387人	761人	1,160人	2,308人
貸付希望者		330人	716人	
貸付希望率		48.0%	67.0%	
貸付実行件数	23件	96件	63件	182件
貸付金額 (円)	2,386万	9,239万	4,890万	16,515万
貸付平均額 (円)	104万	96万	78万	91万
貸付実行率	6.9%	14.0%	5.9%	8.7%

(平成20年度の特徴)

- ・ 相談件数の激増で対応力は低下
- ・ 状況に対する相談員の経験不足
- ・ 福岡県の業務委託による相談室3箇所増設 (他県含み6箇所増) で指導・点検不十分

②年度別貸付目的の分布状況

貸付目的		2006年度	2007年度	2007年	2008年
				4月～9月	4月～9月
一 滞納生活費支払	件数	7件	22件	14件	12件
	%	30%	23%	33%	19%
二 小額債務弁済	件数	11件	22件	17件	9件
	%	48%	39%	41%	14%
三 生活自立支援	件数	7件	22件	11件	39件
	%	30%	33%	26%	62%
四 一時的生活資金	件数	3件	22件	6件	5件
	%	13%	13%	14%	8%
貸付件数合計	件数	23件	96件	42件	63件
貸付金額合計	万円	2,386	9,239	4,138	4,890

(2008年度の特徴)

- ・貸付目的二の「小額債務弁済」の占有率が41%から14%に減少し、貸付目的三の「生活自立支援（事故情報期間中の方への貸付）」の占有率が26%から62%に大幅に増加しています。
- ・全体を見ると、増加しているのは「生活自立支援」のみとなっています。他の貸付目的は件数も占有率も共に昨年に比べ減少しています。過去に債務整理をした人の生活再生のための貸付の必要性が実証されたと言えます。
- ・貸付実行率は低下しましたが、貸付件数の前年同期比は42件→63件で1.5倍、貸付金額は752万円増で1.1倍。1件あたりの貸付金額は少額化したため平均9.8万→7.7万円と減少しました。生活自立支援貸付が大幅に増加し、小額債務弁済が減少したことが貸付単価引き下げの一因です。
- ・社会保障制度との連携がないと、生活自立支援での貸付のみでは相談者の生活は改善されません。
- ・相談も含め、事業として成立させるためには社会的な認知と行政からのある程度の支援が必要である。

以上

生活再生相談室相談窓口所在地・連絡先

GCふくおか	
福岡地区 福岡相談室	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街8-36博多ビル10階 相談日・時間 月～金 9:30～18:00 第3週のみ 火～土 9:30～18:00 相談電話番号 092-482-7788 Fax番号 092-482-7774
北九州地区 北九州相談室	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル7階 相談日・時間：福岡地区に同じ 相談電話番号 093-512-6670 Fax番号 093-541-7647
筑後地区 久留米相談室	〒830-0032 久留米市東町37-8 ベスト久留米駅前ビル6階 相談日・時間：福岡地区に同じ 相談電話番号 0942-36-8877 Fax番号 0942-34-0940
筑豊地区 直方相談室	〒822-0027 直方市古町7-25 毛利ビル1階 相談日：週3日（水・木・金） 相談電話番号 0949-29-5888 Fax番号 0949-22-4882
GCやまぐち 下関相談室	〒750-0043 下関市東神田町1-10 COEXしものせき2階 相談日・時間：福岡地区に同じ 相談電話番号 083-229-2955 Fax番号 083-229-2951
GCくまもと 熊本相談室	〒860-0805 熊本市桜町4-10 相談日・時間：福岡地区に同じ 相談電話番号 096-243-2100 Fax番号 096-243-2121
GCおおいた 大分相談室	〒870-1139 大分市寒田南町4-415-1 ラポール館 相談日・時間：福岡地区に同じ 相談電話番号 097-535-7777 Fax番号 097-535-7778

信用生協の相談・貸付状況と今後の取り組み

1. 相談の現状と貸付・返済状況

- (1) 相談者の借入先と借入金額等の変化 (平成 15 年度と 19 年度の 1 年間の比較)
- サラ金からの借入れが大幅に減少し続けている。(一人平均借入額 262 万円⇒152 万円)
 - 家賃や水道光熱費・授業料などの滞納分が増加している。
 - 何処からも借りられず、親戚・友人などからの個人借りも増加し続けている。
 - 借入れ動機は、全相談者の 4 割が「生活費の補填」であり増加傾向が続いている。他方、遊興費での借入れは 2 割以下であり減少し続けている。
 - 全相談者の 5 割は年収 200 万円以下であり非正規雇用者が増え続けている。

平成 15 年度 4762 人、平成 19 年度 5230 人相談者の借入先別負債状況 単位万円・%

借入先	平成 15 年	平成 19 年	対比%	借入先	平成 15 年	平成 19 年	対比%
サラ金	262	152	58.1	物品購入	48	37	77.9
信販会社	55	74	135.4	個人借り	16	19	114.7
銀行	86	101	117.6	家賃等滞納	30	37	122.9
税金	3	1	38.7	合計	498	421	84.5

※金額の単位万円 15 年度と 19 年度の全相談者の総負債額÷相談者数で算出

(2) 貸付状況の特徴

- 以前に債務整理したために銀行や信販会社から借りられず、生協に中古車購入や教育費などを申込むケースが増加している。
- 生活保護の適用にならず、また社会福祉協議会で貸付ができず生協を紹介されたとの相談者も増加している。
 - 無職・生活保護受給中・年金生活等の生活自体が困難な方の貸付申込みが増加している。
- 結果として、債務整理資金の貸付は減少する中で、生活資金の貸付が増加している。

2008 年 10 月現在の残高・件数と前年同期の比較 単位千円・%

	貸付残高			件数		
	2007. 10	2008. 10	前年対比	2007. 10	2008. 10	前年対比
消費者救済資金貸付制度	5,540,662	5,059,074	91.3	3,634	3,473	95.6
生活再生資金貸付制度	428,527	520,051	121.4	635	806	126.9

(3) 貸付後の返済状況

- 貸付後に減収・失業、子供の進学、病気等で返済困難となり、生協に再相談するケースが増えている。信用生協では家計収支の状況に応じて、毎月の返済額の見直しや場合によっては金利の減免をするなどのこまめな対応を行なっている。
- しかし条件変更した場合、公認会計士の指導もあり、将来の貸倒れに備える必要から貸倒引当金は 19 年度末実績で 2 億 1 千万円に上っている。
- 他方、家計の収支の変化に対応したこまめな対応を図ることで貸倒れ償却はここ 5 年間 0.2% から 0.3% で推移している。

2. 環境変化に対応した信用生協の取り組み

(1) 貸付のセーフティネットの役割を一層強化する。

- 一、「銀行から借入れできず、社会福祉協議会でも貸付できない資金需要者」への対応を強め、ヤミ金被害の防止と生活再建への支援を一層強化する。そのため、地域の社会福祉協議会や自治体の福祉部門との連携を強化することで、行き場のない資金需要者のヤミ金被害防止に取り組む。
- 一、生活保護制度・社会福祉協議会の貸付制度で対応できず、信用生協の貸付制度でも返済可能性が見込まれない資金需要者への最低限の生活費を支援する必要がある。そのため、無利息の貸付を行なう「特別基金」の創設に取り組む。

(2) 生活支援事業の拡充に努める。

- 一、家計診断・5 年間のキャッシュフロー・収支改善アドバイス等の充実に努める。
- 一、いわて生活者サポートセンターと連携してギャンブル依存改善事業以外にも、くらしの問題に伴う心の悩みの解決を支援するカウンセリング事業に新たに取り組む。

(3) 貸付の小口化に伴う経費構造の改革をはかる。

- 一、貸付金額の小口化が続く中で生活支援事業の充実に従って、貸付残高の減少による利息収入の減少と相談コストの増加が確実となっている。そのため、小口の貸付でも安定した相談と貸付事業を継続するための経営構造の改革に取り組む。

(4) 地域のセーフティネット貸付機関・団体の一層の連携

セーフティネット貸付の実効性を高めるためには、それぞれの機関・団体の貸付制度の貸付条件が異なることから、行き場のない資金需要者をなくするために各機関・団体の連携が求められる。そのため、①各団体の貸付制度の周知のための統一的な広報活動、②関係団体が相互に他団体の融資制度を把握し紹介・誘導ができるようにする、③必要に応じて弁護士等の専門家につなげる仕組みをつくり、ヤミ金被害や借金問題での自殺防止にもつなげる取り組みとする必要がある。

2007 年 9 月、岩手県セーフティネット貸付機関連絡会議が結成されており、相互に情報交換や合同の相談会を開催してきたが、今後は総合相談窓口（フリーダイヤルのホットライン）の設置など一層の連携強化をめざしたい。

県内のセーフティネット貸付機関・団体

相談対応機関名	相談対応機関の貸付制度概要	
	貸付制度・ローン	貸付条件等
岩手県（各広域・地域振興局等保健福祉環境部）	母子福祉資金 寡婦福祉資金	母子家庭の母または寡婦であること。要連帯保証人。生活資金ほか 11 種類の用途別に利用条件や利用限度額あり。
	自治体提携生活安定資金貸付制度	県や市町村と「ろうきん」が提携し、生活資金等を低利で融資する制度です。
	らくらくローン	債務整理・借換資金としてご利用いただけます。1 名以上の連帯保証人（別生計）が必要です。
岩手県信用生協	改善ローン	金庫団体会員（労働組合等）の構成員の方に利用いただける債務整理ローンです。弁護士への相談・債務圧縮が条件です。
	自治体提携消費者救済資金貸付制度	県内の自治体の預託金を原資に債務整理資金を貸付する制度。債務整理は資金がなくとも解決できる場合があり、事前に弁護士の相談もできます。要連帯保証人。
	生活再生資金貸付制度	家計収支の改善を目的とする制度で、一定の収入要件と連帯保証人が必要。
岩手県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度	申込みする世帯の収入に一定の制限があり、連帯保証人が必要な制度です。貸付利率は年 3%（一部無利息の資金種類あり）で、貸付金は用途目的別に 8 種類あり。貸付資金の利用はその目的に限定されます。

信用生協の貸付制度と生活改善支援のご案内 2008.11

1. 信用生協の貸付制度の特徴

相互扶助の理念に基づき、組合員が出し合った出資金を元手に相談と貸付事業を一体のものとし、くらしと家計の向上・改善に貢献することをめざします。

2. 信用生協の貸付制度

(1) 消費者救済資金貸付制度

県内全自治体・弁護士会消費者問題対策委員会・地元8金融機関と信用生協の連携による多重債務問題の解決を目的とする相談と融資の制度。

	金利	貸付限度額	返済期間	金利条件
スイッチローン 提携	9.41	500万	10年	変動金利 自治体毎加算あり
スイッチローン 訴訟	5.10	100万	5年	変動金利

(2) 生活再生資金貸付制度

家計の改善や生活向上に役立つ生活資金を貸付する制度。(事業資金は除く)、債務整理したことで銀行から借入れできない場合にも利用できる制度。

	金利	貸付限度額	返済期間	金利条件
サポートローン	10	400万	10年	固定金利(5年超は変動金利)
メンバーローン(出資積立者)	7.8	500万	10年	固定金利(5年超は変動金利)

※現在、家計応援・生活支援キャンペーンを実施し、金利の2%引下げを実施中。

3. 貸付の条件

①組合員及び同居家族の家計収支から返済が無理なく可能かどうか、②長期の支払いとなるため、本人の生活を見守り支援していただく家族の理解と支援(連帯保証人・家計管理人の引受けや自己資金の提供等)、の2点が必要条件となります。貸付ができない場合は、他のセーフティネット貸付機関の紹介など貸付以外の解決方法も提示し最終的な解決まで支援します。

4. 生活改善支援の取組み

(1) 家計改善サポート

家計簿による家計診断とアドバイスを行い、家族構成に応じてライフプラン(家計の将来設計)の作成やキャッシュフロー分析を専門のフィナンシャルプランナーが行い、家計収支の改善と向上をめざすお手伝いを行なっています。

(2) いわて生活者サポートセンターとの連携によるカウンセリングと相談事業

①ギャンブル依存症解決支援事業

産業カウンセラーによるギャンブル依存症のグループカウンセリングと家族カウンセリングを毎月定期的に行っています。

②子どもの権利擁護・配偶者間暴力相談支援事業

改正生協法による生協の貸付事業の特質

2008年4月施行された改正生協法において、地域福祉への貢献を目的に「貸付事業」を明確に位置づけ、セーフティネットの一翼を担えるように改正が行なわれました。生協の貸付事業の特質は以下の通りとなっています。

①多重債務者等への貸付

生協の貸付事業は、原則として貸金業者と同じく貸付額の総量規制(年収の三分の一以上の貸付禁止)と返済能力を超えない貸付が求められていますが、総量規制の適用除外として、住宅資金貸付契約等(住宅の建設・購入・改良とつなぎ資金)や組合員の利益の保護に支障を生じることがない契約が認められています。「多重債務者等への貸付」が明記されたことも特徴です。

「組合員の利益の保護に支障がない契約」生協法施行規則より

①有価証券担保貸付

②不動産担保貸付(居住用資産を除く不動産を担保とする貸付)

③不動産売却代金を返済原資とする貸付

④自動車購入資金貸付(所有権留保)

⑤債務整理(借換え)資金の貸付

⑥医療費

⑦多重債務者等への貸付

※「多重債務者等」とは、既に年収の3割を越す貸付があり、貸金業者からの借入ができない場合や過去に債務整理をして銀行等からの借入れが困難な場合と定義されています。

②くらしのアセスメントと生活再建計画の策定

貸付けの契約を締結しようとする場合には、経済生活の再生が行われるよう相談者の解決すべき課題の把握(アセスメント)を行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定することが要請されています。

具体的には家計診断と家計改善アドバイス、5年間のキャッシュフローの作成と今後のライフプランの作成に取り組んでいます。その他、NPO法人いわて生活者サポートセンターとともに、カウンセリング事業などに取り組んでいます。

③他団体との連携

相談内容に応じて適切な機関・団体を紹介、誘導することも生協の役割となっております。地域で気軽に安心して相談できる窓口としての役割発揮が求められており、自治体・弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会、金融機関などの連携を引き続き強めて参ります。

信用生協が、 取り組んできたこと

(その歴史と到達点)

信用生協設立の趣旨と経過

信用生協は、1969年の設立趣意書において、「生活の改善と向上を願い、勤労の余暇を楽しくすごす計画を立て、楽しい我が家をつくることは、国民として等しく与えられた権利です。しかし、労働組合にも保護されない孤立した消費者、一般市民にとっては、これらの願いを支えてくれる公庫、銀行、労働金庫などの市中の金融機関は縁遠い存在であり、いきおい小口高利金融業者に依存せざるを得ないのが現状です。」と述べ、相互扶助を基本として、中小の未組織労働者を対象に、より低利での生活資金の融資を行なうことを目的に、銀行とサラ金業界の金利スタンスなどのギャップを埋めるものとして、当時においても今日の金融環境や消費者を取り巻く環境を先取りした形で県知事の認可により設立しました。

設立以降の歩み／生協の啓発・相談活動と県内の主な消費者被害事件

事業沿革	日付	主な相談・啓発活動
消費生活協同組合法による県知事認可 菜園2丁目にて業務開始	8月 1969年 11月	
大沢川原2丁目に移転	12月 1972年	
満期火災共済契約者貸付の開始 南大通2丁目に移転	3月 1980年 7月	
自動車クレジット業務開始 山王町に移転	8月 1981年 12月	
	1982年	サラ金相談増加(サラ金被害の社会問題化) 日本経営協会事件発生
	1983年 11月	(サラ金規制二法が施行)
	11月	9市で弁護士と講演会・個別相談会実施(サラ金三法、債務整理)(延360名、相談150名)
	1984年 12月	5市で弁護士と講演会・個別相談会実施(規正法後のサラ金をめぐる情勢について)(延120名)
サラ金対策として組合員ローン実施	3月 1985年 3月	「日昇自動車」名義貸し事件(60名・約3億円)
	5月	「遠野ダイハツ」名義貸し事件(500名・約14億円)
	12月	7市で弁護士と講演会・個別相談会実施(契約行為と法律問題について)(延152名)
歯科ローン業務開始 生活密着型の免許ローン開始	3月 1986年 10月 12月	10市で弁護士と講演会・個別相談会実施(あなたはクレジットを本当にご存知ですか) (延196名・相談18名)
	1987年 1月	「山子金融事件」事務局担当(宮古市、169名・約2億円)
県交通労組互助会の事業移管	1月 1988年	
盛岡市と消費者救済資金貸付制度開始 宅地建物取引業の事業開始 20周年記念レセプション実施	4月 1989年 7月 10月	
岩手労働金庫と取引開始 消費者救済資金貸付制度 盛岡広域件実施	4月 1990年 4月	
消費者救済資金貸付制度 9市町村実施	4月 1991年 3月	「呉服の花月」名義貸し事件事務局担当(大船渡市、30名・約5000万円)
消費者救済資金貸付制度担当者会議 発足	10月 10月	「熊谷商会」事件事務局担当(遠野市) クレジットサラ金問題東北集会開催(200名)
クレジットサラ金連絡会議発足(岩手県・盛岡市・弁護士会・信用生協)	4月 1992年 9月	盛岡市消費者まつりに参加開始 個別相談会実施(6月に宮古市・花巻市にて)

事業沿革	日付	主な相談・啓発活動
消費者救済資金貸付制度 19市町村実施 高額負債整理にリリーフローン開始 (株)シーエフシー設立(CFCビル)	5月 1993年 6月 12月	個別相談会実施(花巻市)
	4月 1994年 1月 2月 7月 8月 9月	個別相談会実施(宮古市) 「ストレートファーム」名義貸し事件事務局担当(花巻市、23名・約3000万円) 「二戸オート」名義貸し事件事務局担当(二戸市、23名・約3800万円) 「しらかばオート」名義貸し事件事務局担当(葛巻町、5名・約3800万円) 「呉服なかむら事件」(金ヶ崎町、9名・約1400万円)
消費者救済資金貸付制度 27市町村実施 南大通1丁目 CFCビルに事務所移転 消費者救済資金貸付制度 28市町村実施	12月 2月 1995年 4月 4月	夜間無料法律相談会開始・くらしの相談室設置 サチコトレード・ニシキファイナンス事件発生
新人事制度導入 消費者救済資金貸付制度 31市町村実施 簡易整理型のビクターローン開始	4月 1996年 5月 10月 6月 10月 9月	消費者110番に参加開始 個別相談会実施(大船渡市・釜石市・一関市・陸前高田市) CFCビル合同相談会実施
消費者救済資金貸付制度 33市町村実施	4月 1997年 11月 11月	本堂・斉藤・中村事件発生 個別相談会実施(松尾村11月、東和町3月)
弁護士会消費者問題対策委員会との定期協議会発足 消費者救済資金貸付制度 37市町村実施 日本生協連加盟	2月 1998年 11月 4月 10月	宮守村で講演会(ローンクレジットと多重債務・自己破産)
消費者救済資金貸付制度 40市町村実施 設立30周年記念事業実施	4月 1990年 1月 10月	宮古地区で学習会(多重債務の背景と対処について)
北上事務所開設(3/17)	3月 2000年 3月	一関地域名義貸し事件(弁護士団に協力し解決を図る、53名・約8000万円)
消費者救済資金貸付制度 45市町村実施 第1次中期計画策定	4月 9月 5月 10月	個別相談会(二戸・久慈) 個別相談会(水沢・一関・千厩・釜石)
消費者救済資金貸付制度 49市町村実施	7月 2001年 2月	個別相談会(二戸・宮古・久慈)
	5月 11月	消費者契約法学習会実施(北上・釜石・大船渡・宮古・一関・盛岡・二戸) 商工会議所相談会(何でも相談会金融コーナー) ヤミ金融相談会実施
釜石事務所開設(3/1)	3月 2002年 2月	全国八業物流被害者説明会実施
家族支援型のサポートローン実施 NPO法人いわて生活者サポートセンター設立 県南地域サポート倶楽部設立 夜間相談会毎週実施・TV電話相談開始	6月 4月 9月 5月 11月 12月	地域相談会の定例化開始(久慈市・宮古市・釜石市・一関市・二戸市・遠野市) DV児童虐待学習会
CFC第2ビル増築 ファミリー相談室の設置 消費者救済資金貸付制度 53市町村実施 第2次中期計画策定	3月 2003年 11月 6月 3月 6月	ヤミ金110番 ヤミ金110番
一関事務所開設(9/27)	9月 2004年 3月	住宅ローン・不動産担保ローン返済相談会
くらしのホットライン開設 他県での信用生協設立支援開始	7月 2005年 11月	全国クレサラ商工ローン・ヤミ金被害者交流集会(花巻市)
いわて自死遺族支援モデル事業参画 岩手県自殺予防対策推進協議会参画 全国生協生活再生事業連絡会結成	2月 2006年 11月 5月 12月	一括請求相談会開催
釜石相談センター移転 他県生協支援(相談員派遣) 生活再生資金貸付制度開始 初の総代選挙実施 第3次中期計画策定 グループ制による業務運営開始 北上相談センター移転 岩手県セーフティネット貸付関係機関連絡会議発足	3月 2007年 3月 4月 4月 6月 9月 9月 12月	セーフティネット貸付機関合同相談会 夜間法律相談会を週2回に増加 司法書士相談会の毎週開催に定例化 改正貸金業法施行
消費者救済資金貸付制度全市町村で実施 生協法に基づく貸付事業認可 岩手労働協賛事業に参画	4月 2008年 4月 8月 5月 10月	改正生協法施行 土日のセーフティネット貸付相談会開始 商工ローン一括請求相談会